

社会保険情報

在職老齢と併給は？ 高齢者の傷病手当

健保


病気により傷病手当金を受給する高齢者がいます。在職老齢年金との額の調整は行われるのでしょうか。退職する場合に、任意継続加入の有無とは関係がありますか。



資格喪失後のみ調整に

傷病手当金と報酬等との調整は、健保法108条に規定があります。5項では、老齢を支給事由とする年金給付等と調整する旨定めています。

ただし、当該調整規定は、「104条の規定により傷病手当金の支給を受ける者」に適用されます（健保例37条）。104条は、被保険者資格喪失後の継続給付です。引き続き同一の保険者に任意継続加入させるかどうかは関係ありません。

在職中は、総報酬月額相当額（標準報酬月額と1年間の標準賞与額がベース）に基づいて、老齢厚生年金の一部または全部の支給が停止します（在職老齢年金）。

休職で報酬が亡くなっても、その時点で標準報酬月額等は変わらず、引き続き年金は調整されます。報酬低下を補うのが傷病手当金ということになります。

在職中、傷病手当金と老齢年金の調整はありません。

保険料は掛け捨てに？ 短期滞在の外国人

厚年


外国人技能実習生も厚生年金に加入すると聞きましたが、多くはそう長い期間滞在しないと思います。保険料の掛け捨てにならないのでしょうか。



脱退一時金請求できる

外国人技能実習生が日本で事業主と事実上の使用関係が発生したときは、当該事業主が適用事業所に該当する場合、実習生はその発生した日から健康・保険及び厚生年金保険の被保険者となります。

ちなみに、入国後団体監理型の講習を受講している間は、後に事業主との使用関係が発生するまで国民健康保険及び国民年金に加入します。

滞在中、病気やケガで健康保険から給付を受けることは十分あり得ますが、老齢厚生年金は受給資格の取得に最低10年を要するので、日本で給付を受けるケースは稀でしょう。

そこで、このような短期滞在の外国人の被保険者向けに「脱退一時金」の制度があります。事業主に使用された期間、すなわち被保険者期間が6か月以上ある外国人が出国後2年以内に請求することで、滞在中の報酬に応じた標準報酬月額の平均額に一定の支給率を乗じた額を、一時金で受け取ることができます（厚年法附則29条）。

ただし、国によっては、社会保障協定により年金加入期間の通算ができるなど、独自の取り決めをしているところもありますので、事前に確認することが必要でしょう。

